

【平成24年度各会計歳入歳出決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	福祉保健局	公有財産について <無体財産権>	無体財産権1件(色素沈着症予防治療剤の特許権)が過大に登録されている。	過大に登録されていた無体財産権1件について、平成25年7月23日に財産情報システムから削除した。 公有財産増減異動通知書については、平成25年度上半期分として、平成25年10月31日に会計管理者に提出した。
31	産業労働局	公有財産について <無体財産権>	無体財産権4件(病害虫防除指針(25年版)ほか3件の著作権)が登録漏れとなっている。	登録漏れとなっていた無体財産権4件については、平成25年7月4日に財産情報システムに登録した。 公有財産増減異動通知書については、平成25年上半期分として、平成25年12月13日に会計管理者に提出した。
32	建設局	公有財産について <債権>	債権451万4,290円(環二工事事務所の保証金)が計上漏れとなっている。	公有財産増減異動通知書を、平成25年上半期分として、平成25年10月31日に会計管理者に提出した。

【平成25年定期監査】

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
33	青少年・治安対策本部	企画提案方式による契約事務を適正に行うべきもの	総合対策部は、18歳以上の若者が抱える人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独等に關する相談に対応できるように、東京都若者総合相談「若ナビ」事業を実施しており、当該事業の認知度を高めるため、企画提案方式により、広報業務委託契約(契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：989万1,000円)を締結している。企画提案方式による随意契約については、提案内容とそれに応じた金額によって最も効果的な契約の相手方を選定するものであるから、本来、提案内容等を変更することは想定されず、原則として、契約変更が認められない。 したがって、契約の履行状況を見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。 ① 広報内容の一部を変更した方がより高い広報効果が期待できるとして、契約を変更しているが、広報内容を変更するなどの必要性並びに各事業の積算内容及び金額が適切であったかの具体的な判断をせず、正規の意思決定手続を行わないまま、契約に定められている内容とは異なる業務を履行させた。 ② 受託者に変更した契約内容を履行させたにもかかわらず、当初委託契約書に添付した内容書に基づき検査を行い、履行完了手続を行った。	部は、平成25年9月27日開催の庶務担当係長会議において、企画提案方式については、採用した企画内容に沿った進行管理を行うこと及び履行完了時の確認を確実にすることなど、事務を適正に処理するよう周知徹底を図った。 なお、平成26年度以降における東京都若者総合相談「若ナビ」事業の委託契約については、平成25年12月26日、部内で検討の上見直し案を取りまとめ、「総画契約方式」を改め、「総画契約方式」とすることとした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
34	財務局	委託業務を適切に行うべきもの	<p>建築保全部は、都庁に訪れる来庁者への案内業務として、都庁第一・二本庁舎の1階と2階における受付案内及び展望室の案内について、「庁舎案内業務等委託」（契約金額：8,040万978円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を行っている。ところで、委託業務について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>① 庁内案内業務における人件費を見たところ、人材派遣賃金ではなく、人材派遣料金を用いている。人材派遣料金には、人材派遣賃金に管理運営費、諸経費及び事業利益が含まれており、委託業務全体の積算にも管理運営費と諸経費があることから、二重計上となっている。</p> <p>② 庁舎見学案内業務については、仕様書に案内業務の実施として、午前1回と午後1回の各々1時間程度と定め、これに必要な業務時間を1日7時間として積算し契約を締結している。</p> <p>しかしながら、過去3か年度の案内業務は、執行率0.23、積算の4分の1未満の状況である。</p> <p>部は、これを考慮せずに仕様を定め積算しているため、平成24年度の実績で換算すると契約額と実績額が291万1,089円かい離している。</p> <p>③ 教育訓練の確認については、仕様書に委託者が業務従事者に対し接遇、語学、都庁舎の概要などの教育訓練を実施することとなっており、その教育内容及び修了を明らかにした書類を業務従事者名簿に添付することとしている。</p> <p>しかしながら、この業務従事者名簿を見たとところ、教育訓練の内容及び修了を明らかにした書類が添付されていない。</p>	<p>① 平成26年度契約から厚生労働省による特定労働者派遣賃金（管理運営費、諸経費及び事業利益を含まず。）を参考とした積算に改めた。</p> <p>② 庁舎見学案内として、仕様書上の2ポストと、常時配置を義務付けていた部分を、平成26年度契約から、過去の実績を反映できるように改め、それに伴い積算も改めた。</p> <p>③ 業務委託受託者に対して、仕様書記載のとおり、教育訓練の内容及び修了を明らかにした書類を提出するよう指導し、教育訓練修了時に提出させ、業務従事者名簿に添付させた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
35	病院経営本部	医療外未収金の債権管理を適正に行うべきもの	<p>多摩総合医療センターでは、PFI手法による病院運営を行っているが、業務区分において、病院が担当している医療外未収金の債権管理について見たところ、次のような適正でない事例が認められた。</p> <p>① 医療外未収金全件について、債権管理台帳を作成していない。</p> <p>② 職務住宅の使用料及び光熱水費について、平成25年11月以降、収入されたかどうかの確認を行っていない。また、平成24年12月分までは、納付期限までに納付しない者について、期限を指定して督促したとしているが、事業決定文書がなく、督促状の写しも一部のしか保存されておらず、督促を行ったことが確認できない。さらに、催告・納付交渉も行っていない。</p> <p>③ 受託研究費について、前年度契約に基づき債権が未収であるにもかかわらず、次年度の契約締結の際に、督促を行っている。</p> <p>④ これらの債権について、債権管理指定者は、財務会計システム配信帳票「医療外未収金に関する調」により、未収状況を把握できるにもかかわらず、これを行っている。</p>	<p>① 医療外未収金については、納付期限を過ぎた債務者に関して管理台帳を作成するようにした。</p> <p>② 管理台帳を作成し、台帳・収入確認表及び財務会計システム配信帳票「医療外未収金に関する調」で納付の有無を確認しながら、当該職員への督促を行っている。</p> <p>③ 受託研究費に係る16件の過年度未収金については、7件を督促の上、収入した。残りの9件については、誤欄定であることを確認し、過年度損益修正（その他雑支出）として減額処理を行った。</p> <p>今後、次年度契約締結の際に前年度の未納の有無を確認し、契約時に入金してもらおうようにする。</p> <p>④ 平成25年7月より、財務会計システム配信帳票「医療外未収金に関する調」を出力し債権管理指定者である庶務課長が毎月確認している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
36	病院経営本部	過誤納還付未済金の把握し、適切な事務処理を行うべきもの	<p>過誤納還付未済金の執行状況等は、部及び各病院では、選付決定書類や台帳により、選付の相手方、金額、選付の滞り又は未済の状況等の選付に係る情報の管理を行っている。</p> <p>① サービス推進部は、合計111万3,460円のうち95万2,190円分</p> <p>② 墨東病院は、合計73万6,310円のうち67万8,490円分</p> <p>③ 松沢病院は、合計31万2,120円のうち26万6,050円分</p> <p>について、選付の相手方、金額等が不明であるため、適切な事務処理を行っていない。</p> <p>部は、各病院に対して、選付に係る情報を把握させ、その管理方法を示し、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、自らも過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行い、債務を解消する必要がある。</p> <p>各病院は、過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行われた。</p> <p>部は、過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行うとともに、各病院に対して適切な事務処理を行うよう指導された。</p>	<p>医事業務改善検討会運営強化P.Tで選付案件の分析が完了するまで医事・収納業務受託者側で選付原簿等関係書類を保管していることが要因として挙げられた。</p> <p>そこで、過誤納還付マニユアルを改定し、医事課職員が選付原簿を管理し、受託者には書類の写し等を引き継ぐ形で業務フローの整理を行った。</p> <p>さらに、事務担当者に対して、改定版過誤納還付マニユアルについて、平成26年2月27日に説明会を実施し、適切な処理の徹底を図った。</p> <p>なお、不明分については、選付見込を調査し、見込がないと判断したものを、平成26年3月に雑収益として処理した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	病院経営本部	選付事務を適切に行うべきもの	<p>部及び各病院において選付の相手方、金額等を把握している選付未済金の事務処理について見たところ、</p> <p>① サービス推進部は、平成8年度以降の選付未済金を保有しているが、選付対象者に連絡を行っていない</p> <p>② 広尾病院は、平成18年度以降の選付未済金を保有しているが、選付対象者に連絡を行っていない</p> <p>③ 多摩総合医療センターは、平成19年度以降の選付未済金を保有しているが、選付対象者の一部にしか連絡を行っていない、また、平成24年11月に選付対象者に連絡を行ったが、連絡結果を以後の選付事務に反映していない</p> <p>など、事務処理が適切に行われていない。</p> <p>これらは、部が、過誤納還付マニユアルを各病院に対して示しているが、マニユアルが各病院で活用されていないこと、また、マニユアルの内容が、過年度事案を多数保有している病院の実態に見合っていないことによるものである。</p> <p>このため、部は、各病院の過誤納還付に係る事務処理手順を点検し、その標準化を図った上で、各病院に対して、事務処理の適正化・効率化を指導するとともに、自らも適切な選付事務を行う必要がある。</p> <p>各病院は、選付事務を適切に行われた。</p> <p>部は、選付事務を適切に行うとともに、各病院に対して事務処理の適正化・効率化を指導された。</p>	<p>過年度分については、平成25年度より、毎年度1月末時点で選付決定から3年以上経過しているものを対象とし、選付見込を調査した上で見込がないと判断したものについて、毎年度末に会計処理を行うこととした。</p> <p>また、今後の事務処理の適正化・効率化を図るため、医事業務改善検討会運営強化P.Tにおける検討内容を踏まえて、過誤納還付マニユアルの改定を行うとともに、事務担当者に対して、改定版過誤納還付マニユアルについて、平成26年2月27日に説明会を実施し、適切な処理の徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
38	病院経営本部	契約事務を適切に行うべきもの	東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2によれば、財産の買入れに当たっては、予定価格が160万円以下の場合には、競争入札によらず随意契約することができるとされている。 ところで、墨堤病院では、医師の研究研修に必要な物品を購入しているが、病院が第4四半期に締結した契約について見たところ、事務機器等を同時期に複数の随意契約により分割発注し、同一の相手方と契約を繰り返している事例が認められた。 これらは、物品の購入が計画的に行われず、非効率となつてはいるばかりか、公平性、競争性、透明性の観点から、適切でない。 病院は、一定期間の請求を取りまとめで競争入札により契約を行うなど、契約事務を適切に行わねばならない。	今回の監査指摘を十分踏まえて、平成25年度病院経営本部実務研修（契約事務各論）資料を基に適正な契約手続の確保に努めるよう年度係職員に周知した。 また、各診療科宛てに請求物品等の取りまとめ期限について周知し、請求物品等を取りまとめしている部署とも連携を強化しながら、各診療科からの購入依頼の取りまとめを速やかに行えるよう改善を図った。 このような取組の下、第3四半期における各診療科からの物品請求について、研究研修費による物品の購入については緊急必要物品を除き、一定期間の請求を速やかに取りまとめ契約を行った。 さらに、第4四半期契約分についても、研究研修費による物品購入等の請求について、各診療科あてに取りまとめ期限を周知し、購入依頼の取りまとめを速やかに行うことで、再発防止に努めた。
39	病院経営本部	自己検査を適切かつ速やかに行うべきもの	東京都病院事業財務規則（昭和39年東京都規則第123号）第108条において、本部長は、現金、有価証券、たな卸資産、資産外物品、固定資産の出納、保管、管理その他の事務一切について、毎年度1回以上所属職員のうちから検査員を命じて検査（以下「自己検査」という。）させなければならないこととされている。 サーベイス推進部は、毎年、監査において同様の指摘が繰り返されていることから、自己検査の充実強化のため、「都立病院自己検査マニュアル」（平成24年10月）を作成し、自己検査を実施した。 ところで、本定例監査で部及び病院を調査したところ、過去と同様の指摘をされており、しかも、自己検査の実施結果を見ると、当該事例について適正と評価されており、その問題点の発見・把握に至っていない。このことから、自己検査が目的とする内部統制及び改善促進の機能が十分に果たされていない状況となっている。 部は、内部統制の実効性に留意の上、自己検査を適切かつ有効に行わねばならない。	自己検査は、内容が広範囲にわたるため、検査項目に開けるより深い理解が求められるため、今年度から自己検査マニュアルを早い段階で、電子提示版に掲載し、検査員が事前に十分な準備ができるよう、周知方法を見直した。 また、各検査員へマニュアルを提示後、部門ごとに検査員説明会を実施し、検査員及び特に注意して検査を行うべき項目の説明を行った。 さらに、特に検査項目が多い医事部門については、自己検査で指摘・指導できなかった事項及び確認できなかった項目を巡回点検においても確認、指導を実施し、フォローアップを行った。
40	産業労働局	処分計画の実現に向け、不法占有の解消への取組を進めるべきもの	国有農地の管理は、「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付農林水産事務次官通知）などに基づいて行うこととなっており、この基準では、管理の適正を図るために、未貸付地については、不法占有を発見した場合、速やかに国に通知するとともに、状況を十分に把握し、必要に応じて所要の手続を行うこととなっている。 ところで、農業振興事務所は、国有農地について、国への報告及び国と共に作成した処分計画に基づいた取組を行っているが、監査日（平成25.5.21）現在、不法占有を有している国有農地について見たところ、平成31年度に処分（売却）することを計画しているものの、不法占有者を特定して行われておらず、不法占有者の解雇などがなされていないことと認められた。 所は、国有農地の不法占有について速やかに状況を把握するなど、処分計画の実現に向け、不法占有の解消への取組を進められた。	不法占有者を特定できなかった案件については確認を行い、不法占有者を特定した。その上で、平成25年11月26日に国と協議を行い、今後の取組について相互確認を行った。 今後とも、不法占有の解消に向けて取組を進めていく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
41	中央卸売市場	有効なメータを用いた適正に計量すべきもの	北足立市場は、市場内の仲卸業者等が使用した水道水及び電気に係る使用料金を徴収するため、水道メータ及び電力量計(以下「メータ」という。)を設置し、計量に使用している。メータには、計量法(平成4年法律第51号)により、検定証印等の有効期間が定められており、有効期間を過ぎて使用することはできない。 しかしながら、市場において、各メータの有効期間を見たところ、監査日(平成25.6.26)現在、水道メータについて、112件のうち65件(58.0%)は有効期間を満了しており、10件(8.9%)は検定証印に印字された有効期間が不明であった。また、電力量計について、625件のうち35件(5.6%)は有効期間を満了していた。 市場が、有効期間満了後のメータを計量に使用したこと及び水道メータの有効期間を正確に把握していないことは、適正でない。	北足立市場のメータについては、取替工事契約(履行完了日:平成26.3.10)に基づき、有効ではないメータを全て交換した。
42	建設局	河川水面清掃に伴う廃棄物処理について適切に契約すべきもの	河川部における河川水面清掃業務委託(単価契約)(推定総金額:2億7,761万2,881円、契約期間:平成24.4.1~平成25.3.31)を見たところ、廃棄物処理経費の支出額が、各区が条例で定める手数料の額(23区は同一金額、1kg当たり32.5円)に廃棄物の総処理量を乗じた金額を上回ることが認められた。 本契約の設計書を作成した第一建設事務所は、河川ごみ運搬車には重機を使用し、河川に積み込むなど特殊な業務の費用を計上し、廃棄物処理費には条列手数料の単価に諸経費を加算していることから、これらの合計額が条列手数料額との差額となったとしている。 しかしながら、一般廃棄物処理業の手引き(平成25年4月東京二十三区清掃協議会)では、廃棄物の収集又は運搬及び処分以外の特別な業務を行う場合には、契約書に収集又は運搬及び処分の料金とは別に特別な業務に対する料金を明記するよう求めている。本件の契約書には、特別な業務に対する料金が明記されておらず、適切でない。	「一般廃棄物処理業の手引き」における「特別な業務」に相当する内容について、東京二十三区清掃協議会と確認を行い、平成26年度の委託設計書では、「廃棄物の収集又は運搬及び処分」及び「特別な業務」に相当する内容を別工種に分割して各々の料金を明確にするとともに、「特別な業務」の内容を特記仕様書に明記した。

43	建設局	一般廃棄物の適正な金額で処理すべきもの	第六建設事務所における隅田川右岸テラス等特別清掃委託における一般廃棄物の処理料金の見直しについて、東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成11年台東区条例第36号)で定める1kg当たりの手数料の額(32.5円)に相当する額を超えた料金を支出しており、適正でない。 この結果、24万3,475円(監査事務局試算)が過大支出となっている。	一般廃棄物の処理料金について、平成25年11月1日付256建廃契第265号「隅田川右岸テラス特別清掃委託(台東区)単価契約(その2)」により、東京都台東区の条例で定める1kg当たりの額の範囲内で契約を締結した。
44	建設局	一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条第1項では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められており、同法施行令(昭和46年政令第300号)では、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれについて、収集、運搬及び処分基準が定められている。第一建設事務所及び第五建設事務所では、隅田川のテラス清掃に係る委託契約を締結しており、本契約の清掃によってダンボール、衣類、木材などの一般廃棄物と、プラスチック、金属などの産業廃棄物とが排出される。 しかしながら、各所の本契約の仕様書では、排出される廃棄物が全て産業廃棄物であると誤認し、産業廃棄物の処理についての規定しているため、受託者は収集した全ての廃棄物を産業廃棄物として処理しており、適正でない。	平成25年度途中に新たに締結した契約からは、収集物を一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処理するよう仕様書等に明記し契約した。 一般廃棄物については、関係区の条例等に基づき、適正に処理を行うよう改善した。
45	建設局	仕様書を作成し、その仕様書に基づき積算を行うべきもの	第一建設事務所における自家用電気工作物保安管理業務委託(契約金額:482万2,650円、契約期間:平成24.4.1~平成25.3.31)について見たところ、対象の7か所の設備のうち3か所については屋外に設置されているため、年次点検の際に清掃を行わなければならないこと認められた。この清掃に係る金額は58万5千円となつている。 しかしながら、仕様書には清掃を行うことが記載されているのみで、対象となる機器や清掃の方法が定められていないこと、及び清掃に関する積算には内訳がないことから、積算額が適切であるか確認することができない。	平成26年度契約において、対象となる機器や清掃の方法を定めるなど、仕様書を適切に作成し、その仕様書に基づき積算を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
46	水道局	支払計画を適切に履行を確保すべきもの	カービズ推進部は、料金が水道使用者の通算予定する支払額を著しく超えた金額で、かた、水道使用者の経済状況等から判断して一括による支払が困難であるため履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合などには、水道使用者と支払に関する計画を調整の上、一定金額を定期的に窓口等で支払う料金の分割納入を認めている。	世田谷営業所及び太子堂分室において、監査を改めて各案件の状況を把握し処理方針を定めて徴収整理を次のとおり行った。 ① 使用者が無届転居したため給水停止した。使用者の所在調査を行うも判明せず、所在不明により平成25年11月26日に徴収停止した。毎月の支払額を増額した。今後の提出を求め確定な未納解消に努めていく。
47	水道局	保有固定資産管理業務委託を適切に行うべきもの	① 支払計画書を徴しているものの、計画と支払実績が一致し、未納額が解消されていないもの ② 支払計画を水道使用者と合意しているものの、未納額が増加し続けているもの ③ 支払計画が確認できず、未納額が増加しているもの	定期調査業務について見直しを行い、受託者自ら使用又は管理している資産については、平成26年度契約から定期調査の対象から除外した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
48	水道局	職員住宅等補修業務委託契約の執行管理を適正に行うべきもの	<p>経理部は、局が所有する職員住宅、職員寮及び事務所用建物等の補修業務について、「東京都水道局職員住宅等の補修業務の委託に関する基本協定」（平成16年4月1日）に基づき、「平成24年度東京都水道局職員住宅等の補修業務に関する委託契約」（契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）と締結している。</p> <p>契約書において、補修業務の内容は、①職員住宅の一般補修、②職員住宅の緊急補修、③職員住宅の空家補修、④事務所用建物等の緊急修繕とし、部が連絡票により公社に依頼（発注）している。その委託経費については、概算額を交付し、年度途中において委託経費に不足が見込まれる場合は、協議を要するとしている。</p> <p>また、実施状況の報告について、公社は、工事完了後速やかに、完了報告書等の写しを部に送付し案件別に工事完了の報告をすること、四半期ごとに、部に実施状況を報告することなどとしている。</p> <p>ところで、この契約の執行状況を見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>① 委託経費の交付及び執行について、概算交付額を越える発注・執行が繰り返され、その不足額について協議・交付を適時に行っていない。</p> <p>② 平成23年度の発注にもかかわらず、平成24年度の経費（652万余円）として執行している。</p> <p>③ 空家修繕については、入居予定日前に工事完了しておらず履行遅延となっている。</p> <p>④ 事務所等緊急修繕については、緊急又は軽微な工事であるにもかかわらず工事完了が半年から1年後となっている。</p> <p>これらは、部が、公社から提出された完了報告書及び実施状況報告書について、その内容を確認し必要に応じた指示をしていないことなど、適正な執行管理が行われていないことによるものである。また、履行期限の定めが、協定、契約書、連絡票（発注書）のいずれにもないことも一因となっており、改善の必要がある。</p>	公社と調整の結果、平成26年度から、連絡票（発注書）に履行期限を定めるとともに、新たに「依頼案件整理簿」を作成し、毎月、公社から進捗状況の報告を受け業務の進捗管理を行うこととした。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
49	水道局	委託契約の調査結果問題箇所の改善を図るべきもの	<p>多摩水道改革推進本部は、「平成24年度多摩地区水道施設運転管理業務委託」(契約金額：21億1,050万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31)を東京水道サービス株式会社と契約している。</p> <p>この委託契約には、固定資産管理台帳に記載されている土地について、用地管理図を基に年1回現地調査を行う業務も含まれ、現地調査の結果、管理状況に問題のある場合には、問題箇所等報告書に記載し提出させることとなっている。</p> <p>ところで、提出された問題箇所報告書を見たところ、報告のあった67か所中62か所が昨年度の調査報告と同じ内容が報告されたところ、使用許可の状況を確認したところ、使用許可の状況が確認された箇所は15か所で、昨年度の報告時点から改善に向けた取組が行われていない箇所が大半を占めることが認められた。</p> <p>このような状況は、委託契約における現場調査の報告が十分に活用できていないこととなり適切でない。</p> <p>また、問題箇所の状況を見ると、使用許可手続に関することが半数を占めており、土地の使用料の徴収を行うことができるものもあることから、速やかに対応し改善する必要がある。</p>	<p>本件は、速やかな対応が図れるよう、現在、組織を挙げて進行管理を行っている。</p> <p>この結果、昨年度と同一内容の報告を受けた案件のうち未処理となっていた47か所について、これまでに36か所を処理した。</p> <p>今後も引き続き相手方と協議を重ねながら、問題箇所を解消し、改善を図っていく。</p>
50	下水道局	管きよ維持補修工事の施行に関して、要綱に必要事項を定めるべきもの	<p>施設管理課は、区部の公共下水道普及地域における本管、取付管などの管路施設について、緊急又は迅速に補修する必要がある工事を行うために、管きよ維持補修工事契約(工期：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：22億6,968万円)を行っている。</p> <p>当該契約による管きよ維持補修工事については、管きよ維持補修工事事務処理要綱(平成11年下水道管第484号)において、適用できる範囲と事務手続のみを定めている。そのため、特記仕様書等で管きよ維持補修工事に係る監督基準、工事施行前の措置、工事の中止及び中止解除、事故報告、工事変更、工事代金の計算、工事の完了等について規定している。</p> <p>しかしながら、管きよ維持補修工事に係るこれら監督基準等については、要綱で規定すべきであり、適切でない。</p>	<p>監督基準については、局工事監督基準に準拠するなど必要な事項の整理を行い、平成26年1月15日付「管きよ維持補修工事施行要綱」を策定し、本要領で必要な事項を定めた。</p> <p>また、内容について、平成26年2月28日に開催した説明会等で職員へ周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
51	下水道局	物品購入に係る契約事務を適切に行うべきもの	<p>東部第二下水道事務所では、平成25年1月に消防設備の保守点検を予定していたことから、所管する水再生センサー及びポンプ所等に配置されている消火器を保守点検前に更新した。</p> <p>ところで、東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程(昭和41年下水道局管理規程第34号)第3条によれば、予定価格が500万円以上の物品購入契約に関する事務は局が行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、所における購入契約については、合理的理由なく、購入契約を4件に分割し、所において入札を行っており、適切でない。</p>	<p>平成25年8月22日付事務連絡により、再発防止について各下水道事務所に対して周知を図った。</p> <p>平成25年度発注の消火器の購入について、東部第二下水道事務所所管ポンプ所及びセンサーの必要数量を取りまとめ、平成25年10月24日付で購入の決定を行い、入札を経て平成25年11月15日付物品購入契約を締結した。</p>

〔平成25年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	都市整備局	高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	道路改良工事（24土-1）（工期：平成24.10.1～平成24.12.28、契約金額：1億1,226万4,950円）は、道路の新設に伴う交差点改良工事として舗装及び安全施設等の整備を行うものである。 このうち、大型標識の設置について見ると、標識板等の取付を高所作業車により行っているが、その際、転落防止措置である安全帯の使用が認められなかった。 このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業である。	局は、平成25年7月8日に局主催の「工事安全講習会」を所内に実施し、所職員に周知徹底した。 また、同年8月30日には、局研修「土木技術交流会」を実施し、周知徹底した。 本件工事を実施した再開発事務所は、当該業者に対し改善を指導した。 また、平成25年6月28日に所長名にて、全受注者及び工事関係職員に対して、注意喚起文書「高所作業における転落防止対策について」にて周知徹底した。 さらに、所内で臨時の工事安全小委員会を平成25年7月2日に開催し、上記文書にて再度、周知徹底した。 平成25年7月9日には、局からの「工事現場における適正な施工と安全管理の徹底について」の文書で工事関係職員に周知徹底した。 平成25年11月19日には、局工事安全パトロールを所現場にて実施し、受注者及び工事関係職員に対して、周知徹底した。 平成26年1月28日には、「工事安全講習会」を実施し、改めて受注者及び工事関係職員に対して、周知徹底した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
53	環境局	既済部分に係る手続を適切に行うべきもの	大見晴園地便所改築工事（工期：平成23.7.1～平成24.5.31、契約金額：1億3,524万円）は、高尾山大見晴園地において、観光客の増加に伴うトイレ不足を解消するため、トイレの改築工事を行うものである。 本件工事においては、工期延伸の変更手続後、契約第38条により、既済部分検査の請求を受け、既済部分私を行つて、 ところで、局建築工事部分私事務処理（以下「事務処理細目」という。）によると、「事務処理細目」に於いては、出来形に応じて工種ごとに認定率を乗じた額としている。 しかしながら、本件では、定められた認定率を用いなかったなど、事務処理細目に基いた手続が行われていない。	局は、平成26年1月24日に工事関係課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。 本件工事を実施した多摩環境事務所は、平成25年度当初、平成25年9月27日及び同年11月22日に、工事担当部署において、工事施行に係る研修を実施し、監査結果を踏まえて、工事部分私の手務処理について注意喚起を行った。 また、総理担当部署において、事務処理細目」について周知を行った。
54	福祉保健局	照明器具の単価設定を適正に行うべきもの	東京都立萩山実務学校（23）児童棟増築電気設備工事（工期：平成24.2.4～平成25.2.19、契約金額：3,949万5,750円）は、児童棟増築に伴う電気設備工事を行うものである。 このうち、エントランスホール及びダイニング等に設置した照明器具の単価設定について見ると、カタログの価格を誤って入力し、過大に単価を設定していた。このため、積算額約365万円が過大なものとなっている。	局は、平成26年2月4日に開催された局事業所長会において、指摘事項を報告するとともに同様の誤りが繰り返して発生しないよう、今後の取組と再発防止について周知した。 本件工事を実施した契約管理課は、平成26年1月20日に開催された契約管理課長より工事監査講義について周知した。 その後、再発防止に向け工事係長より、平成25年工事監査指摘事例の一部を参考として、工事の留意点について研修を行った。 また、工事発注部署では、設計・積算業務に当たり工種別チェックリストを活用するとともに工事係長によるダブルチェックを追加し、確認体制の強化を図った。

番 号	対 象 局	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
55	病院経営本部	右船処理工事の数量計算を適正に行うべきもの	都立広尾病院(24)熱源機械室改修工事(工期:平成24.11.30~平成25.3.8、契約金額:3,360万円)は、ガスコンピューションシステムの導入に伴い、設置予定場所である地下2階熱源機械室内の改修工事を行うものである。右船処理工事の予定額の積算について見ると、積算に必要な数量を別契約の委託により算出しているが、本部は、これを十分に精査せずに設計数量とした。このため、積算額約129万円が過大なものとなっている。	本部は、平成26年2月7日に実施した施設担当保長会において、各病院の工事担当者に対して、指摘趣旨について周知徹底・注意喚起を図った。また、工事担当者である施設担当保長以外の職員がチェックを行うデジタルチェック体制を強化するよう、病院に対して指導し、再発防止を徹底した。本件工事を実施した広尾病院は、数量計算について、成果物の確認を怠らないよう注意する。とともに、財務局建築保全部作成の工種別積算チェックリストを活用し、本部からの指導に基づくデジタルチェックを徹底して再発防止に努めていく。
56	病院経営本部	消防用設備等の修理に係る手続を適切に行うべきもの	消防法令では、消防用設備等の工事は、適正な設置や管理のため、消防設備士が行うとともに、消防用設備等試験結果報告書及び図面等の図書添えた書類を消防署へ提出し、検査を受けることなどが定められている。しかしながら、消防設備修理(工期:平成24.8.7~平成24.9.20、契約金額:241万5,000円)の作成書類について見ると、消防用設備等の工事であるにもかかわらず、施工計画等で消防設備士の関与が確認できない。また、消防署への届出書も確認できない。	本部は、平成26年2月7日に実施した施設担当保長会において、各病院の工事担当者に対して、指摘趣旨について周知徹底・注意喚起を図った。あわせて、法令に基づく資格者の配置の確認を徹底するため、主な設備ごとに必要な資格等を一覧にしたチェック表を作成し、各病院の工事担当者に周知することで、再発防止に努めた。本件工事を実施した神尾病院は、当該受注者に対し、改善を指導した。また、消防法等関連法令に基づく受託者の対応を明記した仕様書例を作成し、今後、契約を巡って適切に行うこととした。

番 号	対 象 局	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
57	病院経営本部	運転保守管理委託における監督業務を適切に行うべきもの	多摩メゾイカルクヤンバス設備運転保守管理委託(工期:平成24.4.1~平成25.3.31、契約金額:1億9,635万円)は、エネルギーほか2か所の電気、空調設備等の運転保守管理を行うものである。ところで、仕様書では、機器の運転に必要な資格者及び実務経験・能力を有する者を配置するよう記載している。しかしながら、受託者から提出された書類には、これらを証明する資料の添付はなく、発注者側の監督員の確認も不十分なまま保守管理委託が実施されていた。	本部は、平成26年2月7日に実施した施設担当保長会において、各病院の工事担当者に対し、指摘趣旨について周知徹底・注意喚起を図った。あわせて、法令に基づく資格者の配置の確認を徹底するため、主たる設備ごとに必要な資格等を一覧にしたチェック表を作成し、各病院の工事担当者に周知することで、再発防止に努めた。本件委託を実施した多摩総合医療センターは、資格等を証明する資料の徴収及び確認を徹底するため、平成26年度準備契約分の仕様書を見直し、業務計画書と併せて資格を証明する資料を提出するよう、明記した。今後は、契約後速やかに受託者より業務計画書や、監督者として資格等の確認を徹底する。
58	建設局	人工木デッキの単価設定を適正に行うべきもの	武蔵野の森公園管理施設新築工事(工期:平成25.1.25~平成25.9.20、契約金額:1億3,621万6,500円)は、都立武蔵野の森公園内に、管理施設を新築するものである。このうち、中庭の人工木デッキ全体の単価設定について見ると、下地のコンクリートを打設するためのコンクリートポンプ圧送費を、人工木デッキ全体の約79㎡で1回計上すべきところ、誤って1㎡当たり1回を計上して単価設定を行った。このため、積算額約578万円が過大なものとなっている。	局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。本件工事を実施した西部公園緑地事務所は、照査欄に添付する照査者のほか、経験豊富な職員による再チェックを実施するなど、複数の観点での体制により照査の強化に取り組んでいる。情報共有及び周知の強化については、平成25年11月12日に課長会で所内各課に周知し、設計担当課の職員に対しては、保長会等を通じ、再発防止に向け指導徹底した。また、平成26年11月10日に課内会議を開催し、工事課職員に事例等の情報共有、周知徹底を行うとともに、チェック体制を見直し、デジタルチェックを活用することで、誤積算の再発防止を図った。